

福島県原子力災害広域避難計画 ＜概要版＞

福島県

広域避難計画の概要

本計画は、県防災計画に定める原子力災害対策重点区域(以下「重点区域」という。)である13市町村(以下「関係市町村」という。)毎に、避難先市町村及び避難施設を定め、基本的な避難ルートを選定したものである。

また、避難ルート沿いに車両や避難住民の放射性物質の付着検査等(以下、「スクリーニング」という。)及び簡易除染の実施場所、並びに避難途中の情報を提供する避難中継所を必要に応じて設けることとしている。

本計画における表現について

本計画では、「計画の分かりやすさ」、「理解しやすさ」を重視し、PAZ (Precautionary Action Zone)、UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)、EAL (Emergency Action Level)、OIL (Operational Intervention Level)、それぞれの単語について、以下のとおり表現することとする。

	指針上の表現	本計画における表現
PAZ	予防的防護措置を準備する区域	発電所から概ね5km圏内
UPZ	緊急時防護措置を準備する区域	発電所から概ね5km圏内を除く重点区域
EAL	緊急時活動レベル	原子力施設の状況に応じた判断基準
OIL	運用上の介入レベル	空間放射線量率の実測値に応じた判断基準

避難対象区域について

本計画における避難対象区域は、県地域防災計画に基づき以下の関係市町村全域とする。なお、本県では、区域を定めるにあたって平成23年3月に発生した東京電力福島第一及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難(計画的避難)及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮している。

○本県における重点区域



○重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	発電所から概ね5km圏内 (PAZ)	—	原子力発電所から概ね半径5kmを目安に設定
	発電所から概ね5km圏内を除く重点区域 (UPZ)	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 (各市町村全域)	

*国の原子力災害対策指針では、原子力発電所から概ね5km圏地域をPAZとし、原子力発電所から概ね30km圏内地域をUPZと設定している。

避難先について

避難先については、県内59市町村から関係市町村を除いた46市町村、茨城県、新潟県とする。なお、避難先の選定にあたっての配慮事項等については以下のとおりとする。

ア 選定にあたっての配慮

- ・避難先からの更なる避難を避けるため、避難元地区ごとに避難先施設をあらかじめ定めておくものとする。
- ・避難のための時間が極端に大きくならないように配慮する。
- ・現在避難をしている市町村については、帰還後の避難先市町村を設定する。
- ・東日本大震災での避難者受入実績や、従前からある災害時応援協定を出来る限り考慮する。
- ・避難する市町村が複数の市町村に避難する場合は、コミュニティ等が分散しないよう配慮する。
- ・いわき市の避難先については、避難人口が多いこともあり、避難する方向が分散することを避け、茨城県内の原子力発電所（日本原子力発電所(株)東海第二発電所）との同時発災等を考慮し、いわき市の南方向となる茨城県または西方向となる県内市町村及び新潟県のいずれかとする。

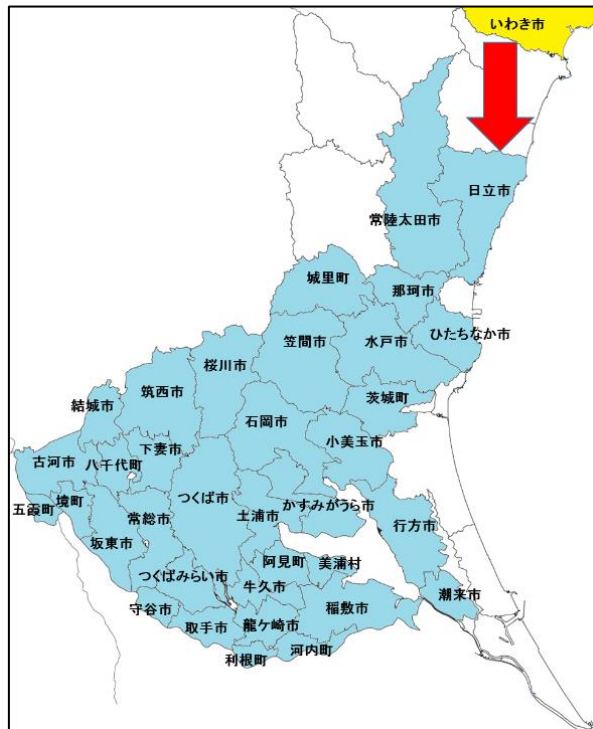
イ 予定していた避難先へ避難できない場合の対応

- ・複合災害などの発生により、避難を予定していた避難先市町村での受入ができない場合には、他都道府県等と調整のうえ、避難先を確保するものとする。

○関係市町村ごとの避難先市町村(平成28年12月現在)

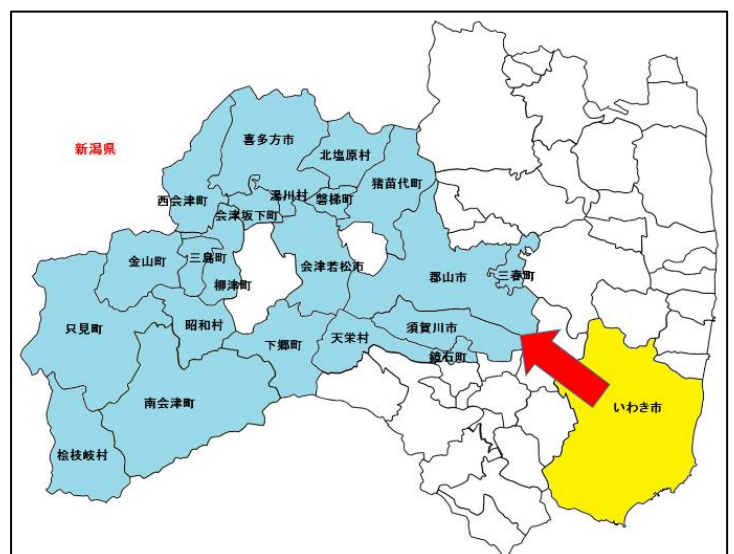
関係市町村		避難先市町村等
いわき市	南方向 (茨城県)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	西方向 (福島県及び新潟県)	福島県(会津若松市、郡山市、須賀川市、喜多方市、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、三春町) 新潟県(新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村)
田村市		郡山市、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、古殿町
南相馬市		福島市、郡山市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、大玉村、新地町
川俣町		福島市、伊達市、桑折町、国見町
広野町		石川町、平田村、浅川町、小野町
檜葉町		会津坂下町、柳津町、会津美里町
富岡町		郡山市
川内村		郡山市
大熊町		会津若松市、喜多方市
双葉町		白河市、泉崎村、中島村、矢吹町、石川町、棚倉町
浪江町		郡山市、二本松市、本宮市
葛尾村		会津坂下町、柳津町
飯舘村		福島市

○いわき市（南方向）

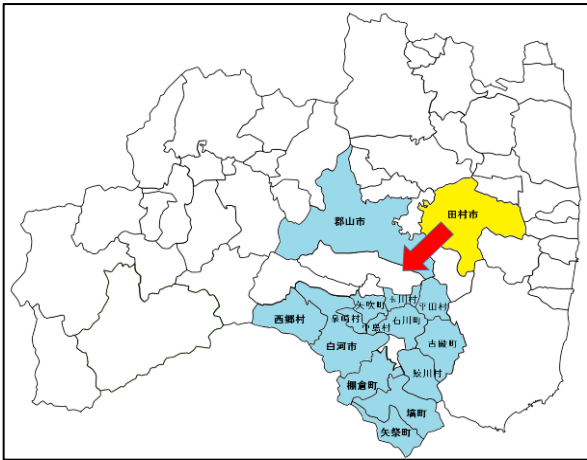


○いわき市（西方向・県外）

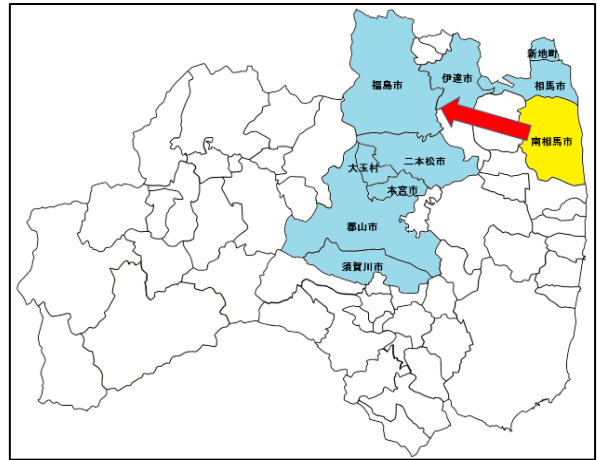
○いわき市（西方向・県内）



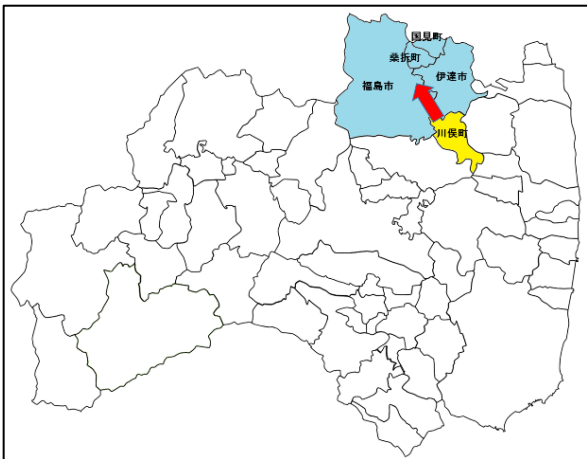
○田村市



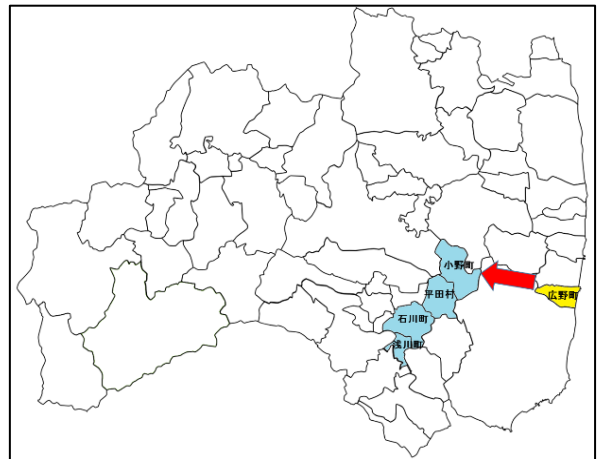
○南相馬市



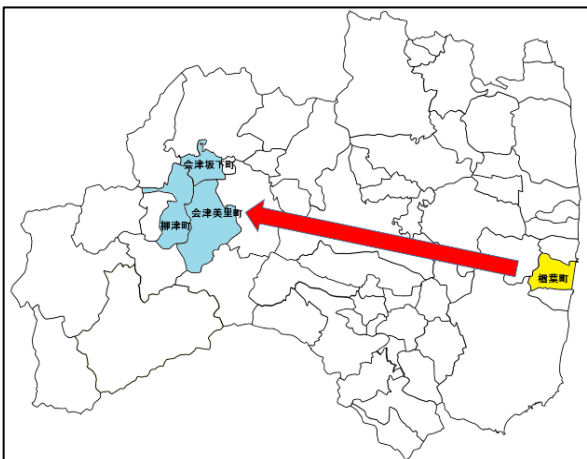
○川俣町



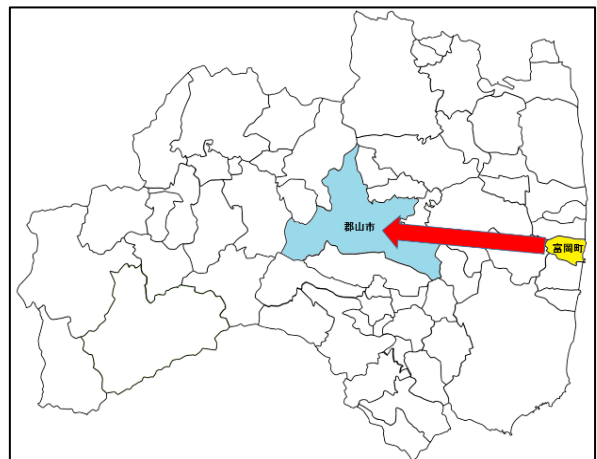
○広野町



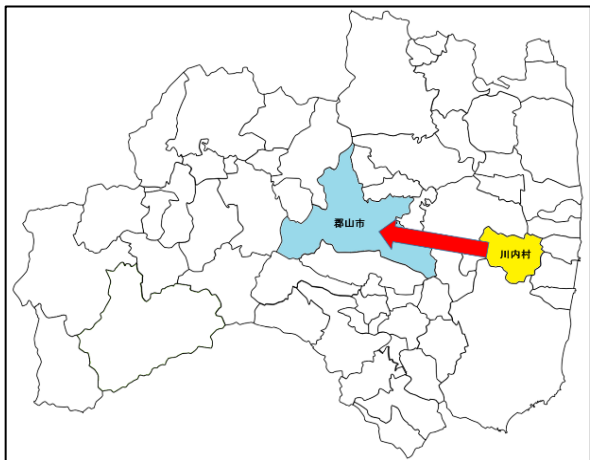
○檜葉町



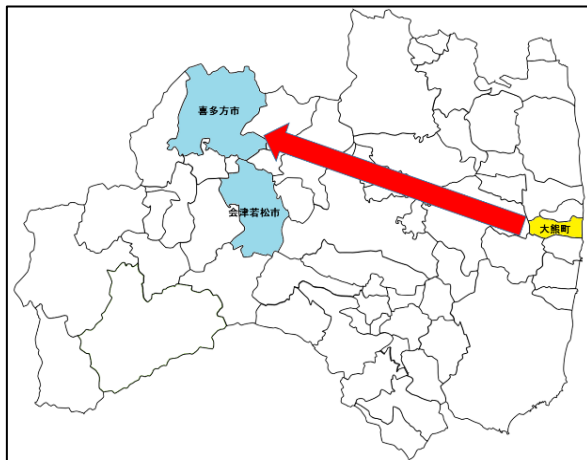
○富岡町



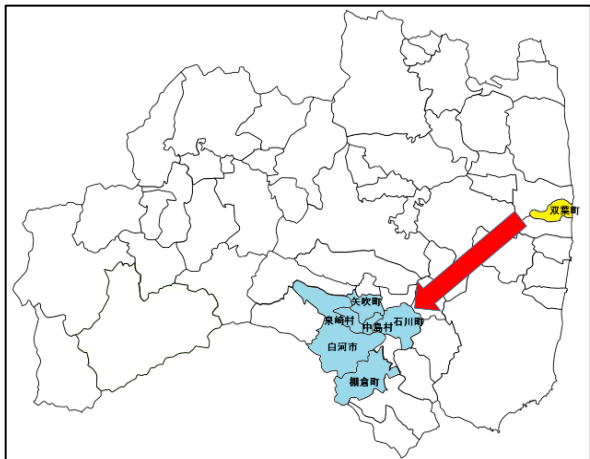
○川内村



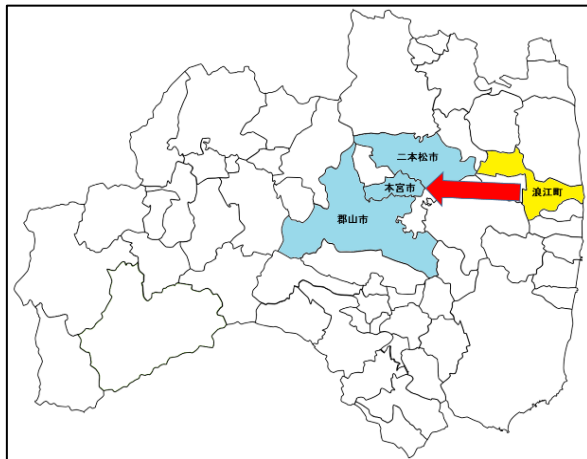
○大熊町



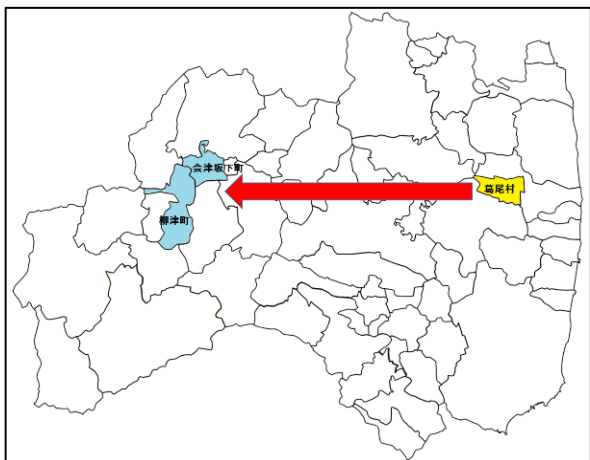
○双葉町



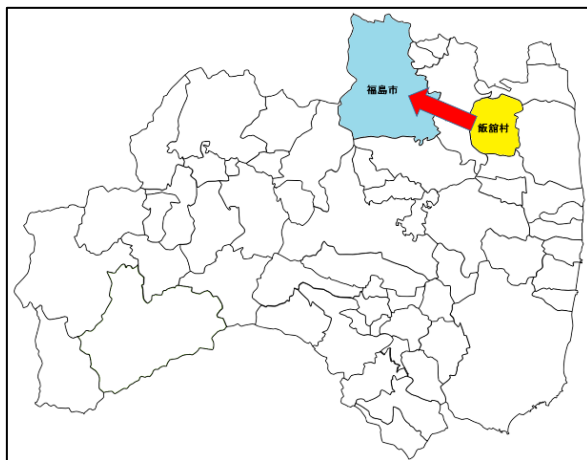
○浪江町



○葛尾村

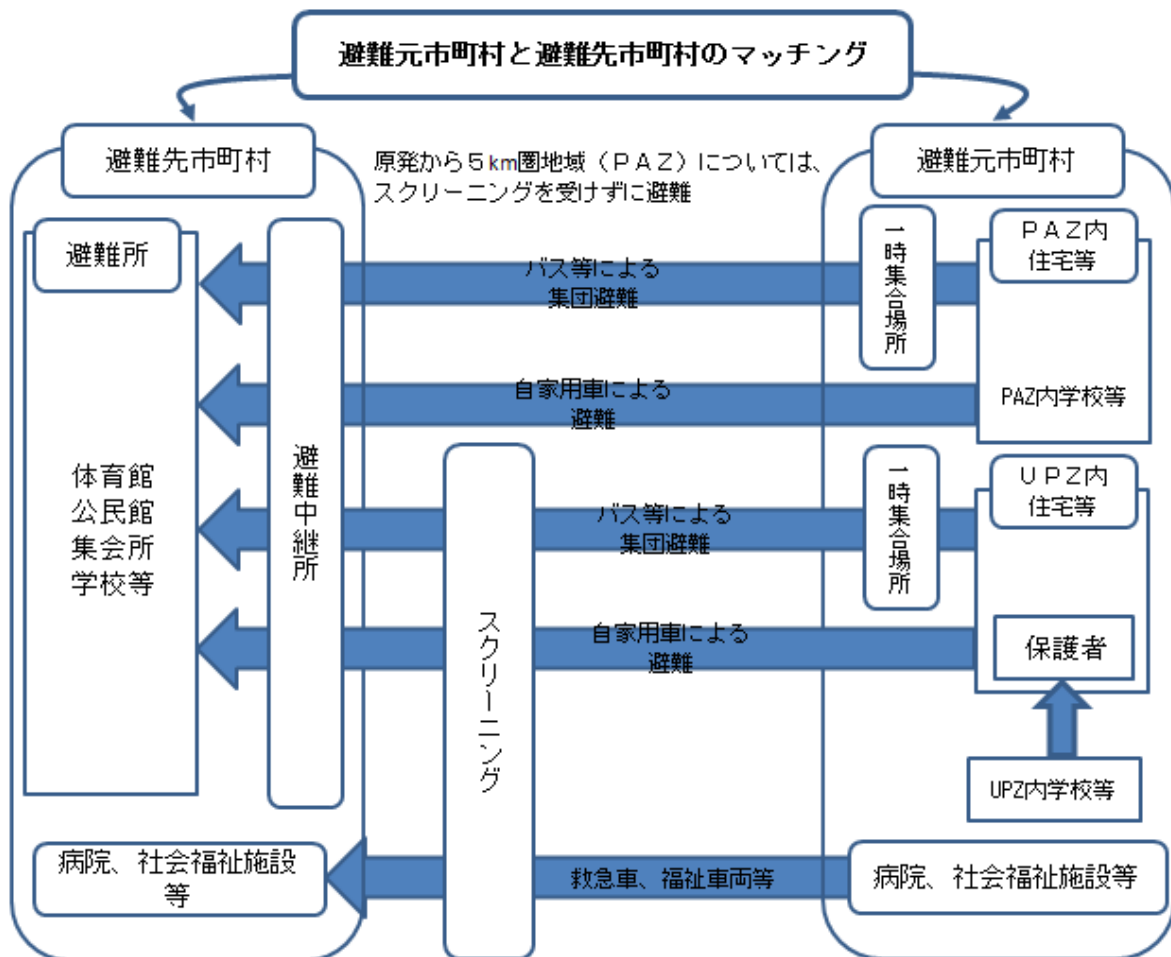


○飯舘村



広域避難における基本的な枠組みについて

広域避難における基本的な枠組みは以下のとおりとする。なお、関係市町村は本計画を踏まえ、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定し、あらかじめ地区別の避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して周知しておくものとする。



ア 避難指示

- ・ 県内に原子力災害による避難指示が出された場合には、県、市町村、オフサイトセンター、原子力規制庁等から、住民に対して様々な媒体（防災行政無線、広報車、緊急エリアメール、緊急車両など）を通して情報伝達を行う。

イ 避難先市町村及び避難ルート（参照 参考資料1「関係市町村別資料」）

- ・ 避難指示が出された地域の住民は、あらかじめ定められた避難先市町村へ避難する。
- ・ 避難ルートは、あらかじめ定めた「主な避難ルート」を基本とする。

ウ 避難手段

- ・ 避難にあたっては、住民の自家用車をはじめ、バス等の公共交通機関、救急車、福祉車両等あらゆる手段を活用する。

- ・自家用車による避難が可能な住民は、自家用車により避難する。
- ・自家用車が使用できない場合は、市町村避難計画等で定める一時集合場所からバス等により避難する。
- ・なお、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（以下、「要配慮者」という。）であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）など一般車両での移動が困難な場合は、救急車等により避難する。

エ スクリーニング（参照 参考資料4「スクリーニング場候補地一覧」）

- ・放射能による汚染がないことを確認するため、あらかじめ選定した候補地において、県がスクリーニング場を設置する。
- ・住民はスクリーニング実施後、通過証を受け取り、避難先市町村へと向かう。

オ 避難中継所

- ・避難先市町村内に、必要に応じて避難中継所を設ける場合がある。避難中継所とは避難先市町村内での集合場所であり、避難施設の情報等を集約し、避難してきた住民に提供すること等を目的として設置する。